	会 議 録
会議名	丸亀市地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和5年9月7日(木) 午後2時00分~午後2時46分
開催場所	丸亀市役所 2階 202会議室
出席者	<出席委員> 会長)黒木 ひとみ、副会長)進 和彦、今田 律子、本川 佳代子 近石 恵三、小野 雪絵、星川 美知子 <欠席委員> 武田 龍広、岸本 裕司、森 健太朗
傍聴者	なし
議題	1地域密着型サービス事業所の指定について2その他
発言者	議事の概要及び発言の要旨
事務局	一開会・午後 2時00分 一ただ今より、地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。本日はお忙しい中、本会にご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、委員会の開催にあたりまして、黒木会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長 挨拶)
事務局	ありがとうございました。 それでは、これ以降、議事に移ることとなりますが、議事に入ります前に、事務的なことを確認させていただきます。 まず、本委員会は事業所の新規指定申請及び指定更新申請の申請書及び付表を協議の 資料といたしますので、個人情報が含まれる場合には、会議を非公開とすることがあり ます。そして個人情報等の取扱につきましては、十分注意していただきたいことを申し あげます。
	また、地域密着型サービス運営委員会の議事録につきましては、丸亀市のホームページに公表するようになっております。公表の仕方については、発言された委員のお名前についても公表しております。 議事録の確認につきましては、従来と同様に委員の方全員に見ていただくのではなく、会長・副会長にお願いしております。

事務局

では、ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により会長が議長となることになっておりますので、黒木会長にお願いしたいと思います。

会長

それでは、本日の会議におきます委員の出欠状況を確認いたします。委員総数 10 名のうち、出席委員 7 名、欠席委員 3 名で、丸亀市附属機関設置条例による「半数以上の出席」を満たしているので、この会議が成立しておりますことを報告いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。

議事(1)「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

【資料1 地域密着型サービス事業所の指定について説明】

会長

ただ今、『地域密着型サービス事業所の指定について』説明がありました。運営委員会で承認が得られましたら、新規に指定を行いたいと思います。

ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

副会長

7ページ斜線部分の 9.15 m²は何にあたりますか。

事務局

7ページ④の下にある斜線についてですが、定期巡回の事務所で8ページにある写真の机を置いている場所がこの専用の区画になります。

小野委員

先ほどのご説明の中で、訪問看護ステーションきづきと連携しているという説明がありましたが、他のステーションを利用されている利用者がここに入るとなったら、改めてきづきにお願いすることになるのでしょうか。もしくは、もともと使っている訪問看護ステーションを使えるのかを教えていただけますか。

事務局

ココロココに確認したところ、訪問看護ステーションきづきと提携をしておりますので、訪問看護ステーションきづきの訪問看護職員が訪問するようになるとのことです。

小野委員

事業所を変更しないといけないのですか。

事務局

そうですね。ただ、今はこの1ヶ所しか連携していないですが、今後は連携する訪問 看護ステーションの事業所の数も増やしていくとのことです。 近石委員

ここに入居されている方が対象ということでよろしいですか。

事務局

10 名程度の利用者から始める予定ですが、その 10 名が必ずしも有料老人ホームの入居者とは限らないようです。おそらく最初は入居者の方が多いかと思います。ただ、地域密着型になりますので、訪問介護員やオペレーターを徐々に増やしていき、地域の方も受け入れていくようになると思います。

近石委員

利用者にとっては必要なサービスであると思います。最初はこのような形でないといけないのは理解できますが、先ほど言われたように入居者以外の地域の方々も利用することになるのであれば、それまでの訪問看護の方にお願いするのが利用者にとって理想的だと思います。訪問看護ステーションきづきに限定するのはどうでしょうかね。また確認していただけたらと思います。

会長

訪問先は、この地域限定とかありますか。それとも地域密着型なので、丸亀市内であれば、どこでも行くということですか。この地域はお断りするというようなことがあるのでしょうか。

事務局

実施地域は丸亀市全域が対象になっております。ただ、最初の利用者数が 10 名程度 からのスタートになりますので、徐々に広げていく形になると思います。

会長

事務室が専用区画ということですが、兼務になるので事務室に職員が誰もいない時があるのではないですか。住宅型の有料老人ホームの方にどなたかがおいでるのでしょうか。それともオペレーターは常にこの事務室にいるものなのですか。どこに・どのように職員を配置するのでしょうか。

事務局

7ページ③の事務室全体でいうと、こちらは有料老人ホームの事務職員も入ります。 7ページ④が、定期巡回の専用区画になります。基本的にオペレーターや訪問介護員 は、一度事業所に出勤し、そこからオペレーターに従事したり、訪問したりします。 スマートフォンを携帯し、随時連絡を受けれる状態になっておりますので事務室に誰 もいない場合もあると思います。

会長

この定期巡回のサービスを利用すると、他のサービスは利用できないのですか。 例えば訪問リハビリや他の介護保険内のサービスを利用することができるのでしょうか。 事務局

確認して後程回答させていただきます。

会長

例えば有料老人ホーム内でデイサービスを利用していても、他のデイサービスを利用 することは可能なのでしょうか。小規模多機能のように包括されていて、他のサービス は使えないのでしょうか。また確認お願いします。

会長

丸亀市内に他に定期巡回・随時対応型訪問介護看護はありますか。

事務局

ありません。過去にはありました。

会長

過去にありましたね。そこもやめられて、今はないということですよね。 制度説明の資料を見ると理想的で、夢のような素晴らしい事業になると思いますが、実際の運用がどのようにできるものでしょうかね。

会長

定期巡回は定額だと思いますが、随時来ていただく場合には、プラスの請求になりますか。特に夜間の場合、加算はあるのでしょうか。

この契約をすれば、定期も随時も変わらず定額で来ていただけるものなのでしょうか。夜間呼ぶ度に金額が加算されると、押したくてもこれでまたお金が増えると考えたら、高齢者の場合やめることもあるのではないかと思います。

事務局

定期巡回・随時対応型訪問介護の介護報酬を確認すると、月額で決まっております。 看護の方で緊急時訪問看護加算はありますが、介護に関しては夜間の加算は特にありません。訪問介護での緊急時は、加算の対象になっておりませんので、月額の中に組み込まれています。

小野委員

月10回追加で呼んでも追加料金なしですか。

訪問介護の場合、夜間や定期訪問以外で呼ばれた時は、一回のサービス料金が追加されますが、これは一定料金ですよね。鳴らす方は本当に頻繁に鳴らします。それでも追加料金なしだとスタッフの方が疲弊してしまうのではないかと思います。

事務局

いくら使っても金額が一緒で、1回にかかる単価が安いことがメリットとして挙げられておりますので追加料金はないかと思います。

先ほどの黒木会長の質問に関して確認したところ、デイサービスは併用できますが、 訪問介護と訪問看護についての同様のサービスについては併用ができないとのことで す。

近石委員 訪問はできない、通所はできるということですか。 はい、そうです。 事務局 基本的なことですが、ここの施設は居宅の方もいらっしゃるのでしょうか。それとも 本川委員 単なる定期巡回型のサービス拠点の事務所ということですか。 事務局 事務所が建物の中にあるだけですので、実際居宅に住んでいる人のお宅に訪問して、 介護や看護をします。 本川委員 ということは、この施設に直接寝泊まりしたり、住むということはないのですか。 事務局 7ページの斜線以外の所が有料老人ホームで、斜線部分が定期巡回の事務所として位 置付けられています。 近石委員 おそらく皆さん兼務ですからね。全部一緒で分かれてないですね。 事務局 有料老人ホームの人からスタートして、徐々に職員を増やし、訪問看護・介護も増や していこうということです。 本川委員 9.15 ㎡の部分は間借りの状態ですね。 事務局 有料ホームの一角になります。 会長 ここは住宅型で一つ一つの部屋がその人の家になるので、その部屋に行くと、居宅訪 問したことになります。 本川委員 なるほど。車で移動するだけが、訪問ではないですよね。 会長 一つ一つの部屋が、家やアパートのようになっているということですかね。

集合住宅と考えれば良いのですね。納得です。

本川委員

会長

他にご質問はございますか。

今からスタートということで、うまく運用していただけると非常に良い事業になるはずなので、このイラストのようになっていただきたいなと思っております。

丸亀市内で始めたものの、続かなかったところもありますので、ぜひ利用者や丸亀市内に住む方々が、利用しやすく、自分らしく生活ができるための一つのサービスとして、活発に運用されることを期待したいと思います。ただ、本当に難しい事業だと思います。他県でも色々とされているようなので、これまで積み上げたものを活かして、ぜひ丸亀市内で良い事業を展開していただけたら嬉しいです。

会長

他の委員の方からご質問等なければ、「ココロココ24」の指定を承認いたしたいと 思いますがよろしいでしょうか。

(委員承認)

会長

予定の議事は以上ですが、その他として事務局より何かありますか。

事務局

次回の開催予定ですが、地域密着型通所介護事業所の指定について申請がありました。事業開始予定は11月1日となっており、10月19日(木)午後2時から委員会を開催することになりました。

今年度の施設公募について第8期事業計画に定めた整備計画のうち、小規模多機能型 居宅介護事業所が未整備であるため、6月から公募を開始し、7月末をメ切としており ましたが、応募はありませんでした。

会長

ただ今の件につきまして、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

会長

それでは本日の予定はすべて終了いたしました。

閉会したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは運営委員会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。